

預金商品説明書

平成24年 7月 5日現在

商品名 (愛称)	期日指定定期預金(12)
-------------	--------------

ご利用いただける方 お預入れ期間	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の方 ・最長3年(据置期間1年) ・満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年までの任意の日を指定できます。ただし、満期日の指定は1ヵ月前までに通知が必要です。 ・預入時のお申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続(元金継続、元利継続)のお取扱いができます。
お預入れ方法 (1)お預入れ方法 (2)お預入れ金額 (3)お預入れ単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・100円以上300万円未満 ・1円単位
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括してお支払いします。 ・据置期間(1年)経過後、この預金の一部について満期日を定める場合、1万円以上1円単位で払戻しできます。
利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・満期日以後に一括してお支払いします。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で、1年毎の複利計算とします。
税金	<ul style="list-style-type: none"> ・利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優をご利用の場合は除きます) 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・不要です。
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の2年以上の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・マル優のお取扱いができます。
中途解約時の 取扱方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、別表(「定期預金の中途解約利率一覧」表)の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により、1年毎の複利計算した中途解約利息をお支払いします。
金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・金利は店頭備え付けの金利表示ボードでご確認いただくか、窓口へご照会ください。
苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置・・・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総合企画部(9時~17時、電話:083-922-2700)までお申し出ください。 ・紛争解決措置・・・東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総合企画部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域(例えば山口県等)の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・満期日の指定がない場合は最長預入期限が満期日となります。 ・この預金は預金保険制度の対象商品です。当金庫お預入預金について、お一人様あたり元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。

萩山口信用金庫